

令和4年7月12日

関係者各位

〒959-0295
新潟県燕市吉田西太田1934番地
燕市教育委員会子育て支援課
担当:菊地
TEL 0256-77-8225
FAX 0256-92-2119
E-mail kosodate@city.tsubame.lg.jp

質問回答書

委託番号
委託業務名

教子委第4-52号
燕市全天候型子ども遊戯施設設計業務委託(公募型プロポーザル)

No.	質問事項	回答(市使用欄)
1	敷地のCADデータ(敷地の高低差がわかるデータを含む)をご提供いただけますでしょうか。また造成計画図がありましたら、合せてご提供お願いします。	現在は提供不可です。第二次審査を通過した方々に配布予定です。
2	地質調査データ(ボーリングデータ)がありましたらご提供お願いします。(当該敷地のデータが無い場合は、近隣のデータがありましたらご提供お願いします)	現在は提供不可です。、第二次審査を通過した方々に近隣のデータを配布予定です。
3	建物は平屋建てとありますが、一部2階建てとすることは可能でしょうか。	不可です。
4	敷地平面図におきまして、地下式貯留槽、排水経路、車両侵入箇所の記載がありますが、この条件は決定事項と考えてよろしいでしょうか。	地下式調整池、排水経路については決定事項です。車両侵入箇所については、協議により変更の可能性あります。
5	地下式貯留槽の上部(表層)は駐車場等で舗装を施すことは可能と考えてよろしいでしょうか。また植樹やベンチ等の公園施設等の設置は可能でしょうか。	地下式調整池の上部はアスファルト舗装を行う予定です。植樹やベンチ等の公園施設等の設置は不可です。

6	駐車場計画におきましては、周辺施設との兼ね合いを考慮して250台以上確保とありますが、近接する老人保健施設、燕市体育センター、児童研修館等の施設と兼用又は共用を考慮するものと考えてよろしいでしょうか。	老人保健施設は公共施設ではないため、兼用又は共用は想定しておりません。燕市体育センター、児童研修館、交通公園、大曲河川公園などの施設との兼用又は共用を想定しています。
7	屋内子ども遊戯施設は有料施設と考えてよろしいでしょうか。また、時間制限で入替を想定しますでしょうか。	令和3年12月に策定した、燕市全天候型子ども遊戯施設整備基本構想P12に記載の通りです。 また、時間制限入替等の施設の運用については今後の提案等を基に検討いたします。
8	敷地平面図より周辺道路は再整備されると考えてよろしいでしょうか。その場合敷地南側の道路と敷地の間を通る道路との交差点は横断歩道が整備されると考えてよろしいでしょうか。また信号機は設置させますでしょうか。	再整備を検討しております。横断歩道、信号機の設置につきましては現在警察等関係機関と協議中です。
9	当該計画施設と、近接する児童研修館「子どもの森」と当該施設との性格上の違いをお教えてください。	令和3年12月に策定した、燕市全天候型子ども遊戯施設整備基本構想P4に記載した通り、当該計画施設は、天候に左右されずに体を使っておもいっきり遊ぶことのできる機能を有する施設であり、児童研修館「こどもの森」は、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの豊かな感性をはぐくむ施設という違いがあります。
10	「様式12技術提案書」には押印欄がありますが、「様式2参加表明書」には無いようです。どちらも押印が必要と考えてよいでしょうか。	様式2参加表明書にも押印をお願いいたします。
11	「様式4分野・資格別技術者数」は提出日現在の人数と考えてよいでしょうか。	その通りです。
12	「様式4分野・資格別技術者数」の注3にて協力事務所の技術者数は内書きとされています。括弧の前は、提出事務所の技術者数と協力事務所の技術者数を合算すると考えてよいでしょうか。 (例)提出事務所の人数10人、協力事務所5人の場合、15(5)と記載する。	括弧の前は、合算ではなく、提出事務所の人数を記載ください。
13	「様式4分野・資格別技術者数」の備考欄に記載する事項をお示しください。	記載した情報に補完することがあれば記載ください。特にそのような事項が無ければ記載不要です。

14	様式5、様式7、様式8の業務実績について、同一施設で基本設計と実施設計が別契約だった場合はひとつの業務実績として記載すると考えてよいでしょうか。	その通りです。
15	「7月1日付質問回答書」で改修は業務実績に含まれないとされていますが、「様式5事務所の業務実績」の注1によると「改装」の業務も実績として記載できるようにお見受けします。質問回答書の通り、改修や改装は実績に含まないと考えてよいでしょうか。 また、もし改修業務が実績に含まれる場合、事務所の実績だけでなく、様式7、様式8の各技術者の実績にも改修業務を記載してよいでしょうか。	質問回答書の通り、今回の案件につきましては、改修や改装は実績に含まれません。 ・様式5を修正いたします。 (改装の文言を削除)
16	必要諸室の要求面積内訳に関する記載が「燕市全天候型子ども遊戯施設整備基本構想」P6に記載の「遊戯スペースの面積は、アンケート調査のクロス集計により算出した最大同時利用者数の計算から約1,000㎡とします。」のみと見受けます。その他の諸室は適宜認定ということでしょうか？ご指定があります場合は、室ごとに概略面積をご明示いただけますでしょうか。	その他諸室及び面積は提案によるものとします。
17	敷地面積に対する延床面積や駐車場面積の規模から、まとまった緑地の確保が困難となりますが、開発許可申請あるいはその他の与件から必要とされる最低緑地面積がある場合は御明示ください。	都市計画法上の開発区域内に設置される面積の3%以上の緑地については近隣に地区公園(燕市交通公園)があるため、開発許可担当部署と協議の上、本件については設置しないことで確認しております。